日薬業発第４５１号
平成２４年１月２５日

都道府県薬剤師会会長　殿

日本薬剤師会
会　長　　児玉　　孝

平成２４年度介護報酬の改定について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 24 年１月 25 日、社会保障審議会・介護給付費分科会が開催され、同日、厚生労働大臣が社会保障審議会に諮問した「平成 24 年度介護報酬の改定」について、介護給付費分科会として、別添に示す内容を社会保障審議会に報告しましたのでお知らせいたします。

今回の改定は、介護保険制度の基本理念を追求するため、「地域包括ケアシステムの基盤強化」、「医療と介護の役割分担・連携強化」、「認知症にふさわしいサービスの提供」を基本的な視点とし、介護職員の処遇改善に関しては、24 年 3 月で廃止される介護職員処遇改善交付金（介護保険外から充当）相当分を介護職員処遇改善加算（介護保険内で加算）として創設することされました。その結果、介護報酬改定率は＋１．２％（うち、在宅分＋１．０％、施設分＋０．２％）とする改定が実施されました。

主なものとして、薬剤師による居宅療養管理指導については、利用者の居住区分について医療保険との整合が図られた他、居宅介護支援事業所との連携の促進という観点から、医師、歯科医師及び薬剤師が居宅療養管理指導を行った場合に、介護支援専門員への情報提供を行う旨の見直しもされました。

居宅介護支援・介護予防支援では、①特定事業所加算の運営基準減算についての見直し、②医療と介護の連携の強化を図る観点から、医療連携加算や退院・退所加算の要件及び評価の見直し、等が行われました。

つきましては、本改定内容について、貴会会員にご周知下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、「平成２４年度介護報酬の改定」は、介護給付費分科会からの報告を受けた社会保障審議会が、本日中に厚生労働大臣に対し答申する予定であることを申し添えます。

〈別添〉

１．諮問書

２．平成 24 年度介護報酬の改定について（骨子）

３．平成 24 年度介護報酬改定の概要

・居宅（予防）介護支援関係 6 頁、43 頁

・薬剤師による居宅療養管理指導関係 13 頁

・福祉用具貸与関係 24 頁、43 頁

４．介護報酬・指定基準等の見直し案（抜粋）

①指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準　改正案

・居宅療養管理指導費部分　抜粋

・福祉用具貸与費部分　抜粋

②指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準　改正案

・居宅介護支援に要する費用部分　抜粋